

安全保障理事会決議 1820 (2008)

2008年6月19日、安全保障理事会第5916回会合にて採択

安全保障理事会は、

決議 1325 (2000)、1612 (2005) および 1674 (2006) におけるその公約と完全な履行の継続を再確認し、2001年10月31日(安全保障理事会/PRST/2001/31)、2002年10月31日(安全保障理事会/PRST/2002/32)、2004年10月28日(安全保障理事会/PRST/2004/40)、2005年10月27日(安全保障理事会/PRST/2005/52)、2006年11月8日(安全保障理事会/PRST/2006/42)、2007年3月7日(安全保障理事会/PRST/2007/5)および2007年10月24日(安全保障理事会/PRST/2007/40)の安保理議長声明を想起し、

国際連合憲章の目的および原則に導かれ、

また、国際人道法及び国際人権法の下で国家が約束した義務に基づき、武力紛争中あるいはその後に、刑事責任の免除を終了させることにより、そしてとりわけ女性と女兒を含んだ民間人の保護を確保することを含め、2005年世界サミット成果文書によって表明された女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するための決意を再確認し、

「女性 2000 : 21 世紀へのジェンダー平等、開発そして平和」と題した国際連合総会 23 回特別総会の成果文書(A/S-23/10/Rev. 1)に含まれるものと同様、北京宣言及び行動プラットフォームにおける公約、とりわけ武力紛争の状況における性的暴力と女性に関するものを想起し、

また、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する条約、加えて選択議定書、子どもの権利に関する条約加えて選択議定書の加盟国に対する義務を再確認し、批准あるいは受諾を行っていない国家はそうすることを考慮することを促し、

武力紛争により有害な影響を受けるもので大多数を占めるのは民間人であること ; 辱め、征服、恐怖を植えつける、民間の共同体あるいは民族集団から離散そして / あるいは強制的に移住させることを含め、戦争の方策として性的暴力を使用することにより、女性および女兒がとりわけ標的となること ; そしてこのような形でなされた性的暴力は、場合によっては敵対行為の終了後存続するであろうことについて留意し、

とりわけ女性および女兒に対する、武力紛争下における民間人へのあらゆる性的およびその他の形態の暴力の、安保理の最大限強力な言葉での非難を想起し、

武力紛争の状況における性的暴力を含む、武力紛争の状況における女性および女兒に対する暴力に対する、安保理の繰り返して行われる非難にもかかわらず、そして武力紛争のすべての当事者へ、ただちに効力をもってそのような行動を終了させることへの安保理の

要請にもかかわらず、そのような行為が継続的に発生し、そしていくつかの状況では、残虐行為の恐ろしい水準まで達し、組織的かつ広範であることに対して深い懸念を再度表明し、

国際刑事裁判所に関するローマ規程およびアド・ホックな国際刑事裁判所規程に、幅広い性的暴力の罪が含まれたことを想起し、

紛争の予防および解決そして平和構築に置ける女性の重要な役割を再確認し、平和と安全の維持および促進へのあらゆる努力において女性の同等な参加および完全な関与、そして紛争の予防と解決に関する意思決定において女性の役割を増大させることを強調し、

また、武力紛争後の公的な生活へ参加するための女性の能力と正統性を減じる、暴力、辱めおよび差別の結果としての、紛争の予防と解決への女性の参加と完全な関与に対して存続する障害と挑戦を深く懸念し、紛争後の平和構築を含む永続的な平和、安全、和解に対してこれが持つ否定的な影響を確認し、

国家が、適切な国際法により規定されるように、それらの領域内における個人へと同様に、それらの市民の人権を尊重し確保する第一義的な責任を有することを認識し、

武力紛争の当事者が、影響を受けた市民の保護を確保するためにあらゆる実現可能な措置を講じる第一義的な責任を有することを再確認し、

武力紛争時および紛争後の状況における性的暴力について啓発を高め、究極的にはそれを終了させるために、機関間のイニシアチブ「武力紛争時の性的暴力に対する国際連合行動」により表された国際連合システム内における努力の継続的な調整を歓迎し、

- 1 性的暴力が、恣意的に民間人を攻撃するため、あるいは民間人に対する広範囲なあるいは組織的な攻撃の一部として、戦争の方策として使用あるいは命令される時には、武力紛争を著しく悪化させ、さらに国際の平和と安全の回復を阻害するであろうことを強調し、この点において、性的暴力のそのような行動を妨害し対応する効果的な措置は、国際の平和と安全の維持に著しく貢献することができることを確認し、議題の状況について安保理が考慮する際には、安保理が、必要に応じて、広範囲なあるいは組織的な性的暴力に対する適切な措置を採択する準備があることを表明する。
- 2 武力紛争のあらゆる当事者が、民間人に対する性的暴力のあらゆる行動について、即時的な効果とともに、即時にそして完全に終了することを要求する。
- 3 武力紛争のすべての当事者に対し、特に、軍隊倫理措置および上官責任の原則を確認し、民間人に対するあらゆる形態の性的暴力の全面的な禁止について武装要員を訓練し、性的暴力をあおる迷信の地位を低下させ、武装および安全部隊がレイプおよび他の形態の性的暴力の過去の行動に注意することを調査し、そして性的暴力の差し迫った危機にある女性と子どもを安全へ退避させることを含め、女性と女兒を含む民間人を保護する

適切な手段をただちに講じることを要請する；そして事務総長に対し、適切な場で、特に影響を受けた地方共同体の女性の視点を考慮しながら、適切な国連事務官および紛争当事者間と、紛争のより広範な議論において、この事項に関して表明する対話を奨励することを要請する。

- 4 レイプや他の形態の性的暴力は、戦争犯罪、人道に対する罪、もしくはジェノサイドを構成する行為であることを留意し、紛争解決過程と関連して性的暴力の罪を恩赦規定から除外することの必要性を強調し、加盟国に対し、そのような行為の責任を有する者を起訴する義務を履行し、性的暴力のすべての犠牲者、とりわけ女性と女兒が、法の下に平等の保護と、訴訟手続への平等なアクセスを有することを求め、持続可能な平和、正義、真実、および国家的和解を求め求める包括的アプローチの一部として、そのような行為の刑事責任の免除を終了させる重要性を強調する。
- 5 国を特定した制裁体制を設立しそして改変する時には、武力紛争の状況の当事者に対する特定のそして段階的な措置の適否について、武力紛争の状況において女性と女兒に対するレイプや他の形態の性的暴力に関与した者を考慮するという、安保理の意図を確認する。
- 6 事務総長に対し、安全保障理事会、平和維持活動に関する特別委員会およびその作業部会そして適切な国家と協議の上、適切であれば、よりよく性的暴力および民間人に対する他の形態の暴力を防止し、認識しそして対応することを援助するため、安保理によって委任される任務との関連で、国際連合により展開するすべての平和維持そして人道援助要員のために、適切な訓練プログラムを開発しそして履行することを要請する。
- 7 事務総長に対し、国際連合平和維持活動における性的搾取および虐待のゼロトレランス政策を履行する努力を継続そして強化することを要請する；そして兵力および警察提供諸国に対して、展開前および現場における啓蒙教育そして自国の要員がかかる行為に関係した場合に全面的なアカウンタビリティを確保する他の行動を含む、適切な事前予防策を講じることを促す。
- 8 武装要員および警察を提供する国家に対し、事務総長と協議の上、平和維持活動要員または警察により高い比率の女性を展開させる可能性があるかどうかを含め、女性と子どもを含む民間人の保護そして紛争下および紛争後の状況における女性と女兒に対する性的暴力を防ぐため、国連平和維持活動に参加するそれら要員の意識および責任を高めることができる手段を考察することを奨励する。
- 9 事務総長に対し、あらゆる形態の性的暴力から女性と女兒を含む民間人を保護するための、関連する国連平和維持活動の能力を高める目的で、それらの職務権限と一致した、効果的なガイドラインと戦略を開発すること、そしてこの点に関し、女性と女兒の保護

に関する事務総長の意見と勧告を、紛争状況に関する事務総長の文書による報告に体系的に含むことを要請する。

- 10 事務総長と関連する国際連合機関に対し、特に、適切な場合には女性および女性が指導する組織と協議を通じて、すべての武装解除、動員解除そして社会復帰の過程と同様に、国連が運営する難民そして国内避難民のキャンプの中および周辺における、女性と女兒に対するとりわけ性的暴力を含んだ暴力からの保護を認めるための効果的なメカニズムを開発することを要請する。
- 11 平和構築委員会が、紛争後の平和構築戦略のためのその助言と勧告に、適切な場所で、武力紛争中そしてその後に関与された性的暴力に対処する方法、およびジェンダーの課題に対するより広いアプローチの一部として、その国別展開部に女性の市民社会の代表との協議および効果的な代表性を確保することを含めることにより、果たすことができる重要な役割を強調する。
- 12 事務総長およびその特使に対し、紛争の予防および解決、国際の平和および安全、そして紛争後の平和構築に関連する議論に参加するため、女性を招聘することを促し、すべての当事者に対し、そのような会議において、意思決定の段階における女性の平等且つ完全な参加を促進することを奨励する。
- 13 加盟国、国際連合組織および金融機関を含む関連するすべての当事者に対し、武力紛争下および紛争後の状況に置ける性的暴力の犠牲者へ持続的な援助を与えるため、とりわけ司法および保健システムならびに地方市民社会ネットワークと、国家機関の能力を発展し強化することを支援することを促す。
- 14 とりわけ適切な地域および準地域的機関に対し、武力紛争の状況において性的暴力に影響された女性と女兒の利益のための政策、活動および啓蒙活動の開発そして履行を考慮することを促す。
- 15 また、事務総長に対し、特に、民間人に対する性的暴力が広範もしくは組織的に行われた武力紛争の状況に関する情報；武力紛争の状況における性的暴力の流布および傾向の分析；そのような暴力から女性と女兒が受ける影響を最小限化する戦略への提言；性的暴力を防ぎそして訴えることの進展を計測する基準；フィールドにおける国際連合実施パートナーからの適切な情報；現地そして本部に置ける国連の活動のよりよい調整からを含め、武力紛争の状況における性的暴力の使用に関する、時宜を得た、客観的な、正確そして信頼のおける情報の収集を促進するための事務総長による計画の情報；紛争の当事者が、とりわけ性的暴力のすべての行動をただちにかつ完全に終了することにより、そしてあらゆる形態の性的暴力から女性と女兒を保護する適切な手段を講じることにより、本決議に規定された責任を履行するために講じた行動に関する情報を含んだ、

国別現地チーム、平和維持活動、そして他の国際連合要員を含む国際連合常用から得られる情報を活用した、安保理の議題にある状況と関連するこの決議の履行に関する報告書を、2009年6月30日までに安保理に提出することを要請する。

16 この問題について引き続き積極的に取り組むことを決定する。